

生活習慣病
予防のために

40歳〜74歳の町国保加入者のみなさんへ
**特定健康診査が
始まります**

町では、伊奈町特定健康診査等実施計画を策定しました（詳しくは町のホームページをご覧ください）。

この計画に基づき、40歳〜74歳の町国民健康保険加入者を対象に、毎年度計画的に「特定健康診査」を行い、その結果、必要に応じて「特定保健指導」を実施します。

この計画では、第 1 期の平成24年度までに、内臓脂肪症候群の該当者・予備群総数の

みなさんすすんで受診しましょう!!
特定健康診査等を受けるときの持ち物

対象者には、受診券と健診申込書を郵送します（自己負担金はありません）。到着後、実施医療機関へお申し込みのうえ、受診してください。

町国民健康保険		長寿医療制度
40～64歳	65～74歳	75歳以上 (一部65歳以上の方を含む)
特定健康診査		健康診査
<p>持ち物</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">受診券</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">保険証</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">健診申込書</div>	<p>持ち物</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">受診券</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">保険証</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">健診申込書</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">介護保険証 (注1)</div>	<p>持ち物</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">受診券</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">保険証</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">健診申込書</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">介護保険証 (注1)</div>
<p>(注1) 65歳以上の方には、特定健康診査等と同時に介護予防のため生活機能評価を実施します。</p>		

40～74歳で、伊奈町国民健康保険以外の健康保険に加入している方は...

平成20年度から、加入している健康保険組合で健診を受けるようになりましたので、ご自分が加入している健康保険組合に受診の方法等をご確認ください。

10%減少を目標としています。
実施期間 9月30日まで
対象者には、受診券と健診申込書を郵送しますが、届かないときや、住所・氏名等が変更になった方は再度交付しますのでご連絡ください。
④ 住民課国民健康保険係内 2115

後期高齢者医療
長寿医療加入者のみなさんへ
**健康診査が
始まります**

町では、後期高齢者医療の加入者を対象に健康診査を実施します。
実施期間 9月30日まで

実施医療機関名	電話番号
伊奈中央病院	721 3022
伊奈病院	721 3692
のぞみ病院	723 0855
金崎内科医院	728 8550
内田クリニック	728 9296
今成医院	723 8280
世沢整形外科	723 9191
木村クリニック	723 8884
尾崎内科クリニック	720 1701

対象者には、受診券と健診申込書を郵送しますが、届かないときや、住所・氏名等が変更になった方、年齢到達で後期高齢者医療の被保険者になった方は、交付しますのでご連絡ください。
④ 福祉課医療係内 2128

平成20年度
国民健康保険税の納税
通知書を送付します

平成20年度の納税通知書を7月中旬までに世帯主あてに送付します。
納期は、7月から翌年2月までの8回納期です。納付には、便利な口座振替をおすすめします。口座振替の申込書が納税通知書に綴られていますので、ご利用ください。

国保高齢受給者証を
お持ちの方へ

国保に加入している70歳以上の方の「国保高齢受給者証（白色）」は7月31日が有効期限です。
新しい国保高齢受給者証は7月末日までに郵送しますので、現在お持ちの受給者証は8月以降に住民課へ返却をお

願います。
医療機関では国保の保険証と高齢受給者証を提示してください。

入院時の窓口負担を軽減

医療機関でかかった医療費のうち、入院時の高額療養費分については、申請により国民健康保険から医療機関に対して直接支払うことができます。

対象者 70歳未満の国民健康保険加入者
制度を利用できる方 国民健康保険税に滞納がないこと。
申請すると、所得区分の確認をしたうえで、限度額適用認定証を発行します。

すでに認定証をお持ちの方は、有効期限が7月31日となっています。引き続きお使いになる方は、再度申請手続きが必要になります。

国保税は医療費の
支払いに使われています

納付いただいた国保税は、加入者が保険医療機関に支払いをした3割（年齢によっては、2割または1割）の医療費を除く、残り7割分の医療費の支払いに使われています。

国保事業は、加入者相互の助け合いにより成り立つ保険制度ですから、国保税を納めない人がいると、加入者間の税負担の公平性を欠くばかりでなく、国保事業の運営自体が困難になります。期限内の納付をお願いします。なお、特別な事情で納付が困難な場合は、納税相談をご利用ください。

保険税は、平成20年度より、後期高齢支援分が新設されます。今年度の税率については、「広報いな6月号」または納税通知書に同封している「国保だより」をご覧ください。
④ 住民課国民健康保険係内 2115

国民年金保険料の免除制度

保険料を納めることが困難な国民年金の第1号被保険者（自営業者・フリーターなど）の方には、申請による保険料免除の制度があります。

免除の種類
 ・全額免除：4分の1納付
 ・半額納付：4分の3納付
 免除の承認期間

7月から翌年6月まで。ただし、平成20年7月中の申請に限り、前年度分（平成19年7月から20年6月分）も申請が可能です。

免除の可否は、本人・配偶者・世帯主の前年の所得がそれぞれ決まった基準以下であれば

ることが条件となります。

また、30歳未満の方であれば、本人の所得のみただし配偶者がいる場合は配偶者の所得も審査）で審査される若年者納付猶予制度があります。

なお、前年の所得のほかに天災や失業等の場合も審査の対象となります。その際は、公的機関で発行する証明書

（雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票等）を添えて、申請してください。

申請は毎年必要ですが、全額免除・若年者納付猶予に該当する場合は、希望により翌

年度申請をしなくても継続して審査が受けられる制度があります。

（注意）失業などを理由に承認された方や4分の1納付、半額納付、4分の3納付が承認された方は、翌年度も申請手続きが必要です。

また、一部納付の承認を受けた場合、一部納付保険料を納めないと未納期間扱いとなりますので、必ず納付をお願いします。

なお、免除は前年の所得を基準としますので、所得の申告は忘れずに行ってください。

1 7 国民課国民年金係 21

古着の出し方にご協力を

町では現在、ごみの減量・再資源化推進のため、月2回古着の回収を行っています。

収集した古着は、海外で再利用されていますが、湿ったままの状態や雨などで濡れたままだとカビが発生するため、可燃ごみとして処理されてしまいます。そこで、古着の再資源化のため、古着回収日が雨天の時は、次の注意事項を守っていただくようお願いいたします。

ご注意ください！

1. 雨の日や降りそうな日は、次回の回収日にお出してください。
2. 汚れたものは洗濯し、よく乾燥させてから出してください。
3. 透明・半透明の袋に入れてください。
4. 破れたもの、ボタン・チャックなどがはずれた衣類などは可燃ごみにお出してください。
5. 布団・じゅうたんなどは粗大ごみになります。

環境対策課廃棄物対策係 2252

地球温暖化防止のため 可燃ごみ・プラスチック類の 分別にご協力を

平成19年度の可燃ごみ中に混入したプラスチック類の割合は前年度同様の14.0%でした。

依然としてプラスチック類の混入が1割以上見られます。プラスチック類は焼却中に、地球温暖化の原因となる二酸化炭素を大量に排出します。このため、日頃から、ごみの分別を徹底し、可燃ごみの中には、プラスチックごみを混入しないよう、今後とも町民の皆様一人ひとりのご協力をお願いします。

プラマークのついているプラスチック類は容器包装プラスチックの日に。

それ以外のプラスチック類は 不燃ごみの日にお出してください。

環境対策課廃棄物対策係 2252

夏のエコライフで温暖化対策

地球温暖化防止のために、温室効果ガスの排出量を抑えましょう。

《夏のライフスタイル実践》

キャンペーン期間 6月1日～9月30日

- ・冷房設定温度を28 に
- ・すだれやカーテンで日射しを防ぐ工夫を
- ・オフィスではノーネクタイ、ノー上着の軽装で
- ・こまめな消灯、電源オフで身近な省エネ活動を

ダイオキシン類調査結果公表

昨年度に実施した河川水質（綾瀬川・原市沼川）調査の結果、河川水質の年平均値は0.36～0.91pg-TEQ/Lで、環境基準値（1 pg-TEQ/L）を下回りました。

埼玉県でも現在、水質改善のため、関係機関との連携のもと、対策を行っています。

また、町クリーンセンターの排ガス中のダイオキシン類濃度測定を実施したところ、国の基準値を下回る結果となりました。

今後とも、環境に配慮した施設の運転管理に努めていきますが、ダイオキシン類の発生を防ぐために、ごみの減量化や物を大切に使うなど、町全体としての取り組みが必要です。ぜひご協力をお願いします。

環境対策課 2253

平成19年度 ダイオキシン等汚染物質調査状況

河川水（環境基準値：1 pg-TEQ/L）

調査場所	調査日	調査結果	参考(H18)	調査日	調査結果	参考(H18)	年平均	参考(H18)
綾瀬川(境橋)	H19.8.24	1.3	0.89	H20.1.28	0.18	0.39	0.74	0.64
原市沼川(境橋)		0.56	0.72		0.15	0.31	0.36	0.52
綾瀬川(綾瀬川と原市沼川の合流地点)		1.4	1.3		0.41	0.62	0.91	0.96
基準値							1.0	

クリーンセンター（環境基準値：10ng-TEQ/m3N）

調査場所	調査日	調査結果	参考(H18)
1号炉	H19.8.17	2.5	0.67
2号炉	H19.7.19	2.1	1.2
基準値			10